

# 社会福祉法人 恩徳寺会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩徳寺会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬および費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを給しない。

### (報酬等の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、理事会または評議員会その他の会議に出席した場合、1回につき、5,000円とする。

### (支給方法)

第4条 役員等の報酬は、該当翌月25日（支給日が土曜日、日曜日または祝日の場合は前営業日）に現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (費用弁償)

第5条 役員等が、法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

2 交通費は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて実費額とする。

3 宿泊料は、1泊につき10,900円とする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

### 付 則

この規程は、平成22年 2月28日から施行する。

この規程は、平成24年 5月26日から改訂施行する。

この規程は、平成29年 6月24日から改訂施行する。